

スポーツの果たす役割等 (基本法前文)

- ①スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保されなければならない。
- ②スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼす。
- ③スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与する。
- ④スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠。
- ⑤スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高める。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与する。
- ⑥スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たす。
- ⑦地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらす。

スポーツを通じて 実現する社会

すべての人々がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができる社会

青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会

地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会

健康で活力に満ちた長寿社会

国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会

国際的に信頼され、尊敬される国

スポーツに係る多様な主体の連携・協働によりスポーツの発展を支える好循環が創出されている社会

今後検討すべき課題

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境の整備

学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

国際競技力の向上に向けた人材養成・スポーツ環境の整備

オリンピックなど国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際貢献の推進

ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

スポーツ界における好循環の創出

